

高齢者サービスの一部が変わりました

新規事業

問い合わせ先

介護高齢課 ☎(76)0974



市 HP

■ 高齢者生活サポート事業

高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることができるよう、補聴器や歩行杖などの購入費の一部を助成します。この事業は敬老祝金の贈呈額を見直し、実施する事業です。

※事前に申請が必要です。(今年度中に購入した人は該当になる場合がありますので、お問い合わせください)

補助内容	対象・補助要件	補助額	その他
補聴器購入補助 (医師の証明が必要になります)	・市内在住の65歳以上 ・聴覚障がいにより身体障害者手帳の交付を受けていない人	購入費の1/2の額 (上限25,000円)	管理医療機器として認定された製品に限る
白内障特殊眼鏡など購入補助 (医師の証明が必要になります)	・市内在住の65歳以上 ・老人性白内障の手術を受けた人で医師が特殊眼鏡などを必要と認めた人	購入費の1/2の額 (上限は購入する眼鏡などによって変わります)	—
歩行杖・シルバーカー購入補助	・市内在住の65歳以上 ・介護サービスで歩行補助用具の貸与を受けていない人	購入費の1/2の額 (上限1万円)	SG基準適合商品に限る
見守り機器など購入補助	市内在住のひとり暮らしの高齢者(*)または高齢者のみ世帯の人 ※ 高齢者…65歳以上	購入費の1/2の額 (上限15,000円)	1世帯1台限り
電磁調理器購入補助		購入費の1/2の額 (上限5千円)	

■ 敬老祝金の贈呈額が変わります

敬老祝金の贈呈額を古来からの長寿のお祝いに合わせて、次のとおり見直します。見直しにより生じた財源は帯状疱疹ワクチン接種費用の補助や新たな高齢者サービスなどに転換します。

令和5年度 贈呈金		令和6年度～ 贈呈金	
80歳	1万円	80歳～87歳・89歳	3千円
81歳～89歳	5千円	88歳(米寿)	1万円
90歳	2万円	90歳～98歳	5千円
91歳～99歳	1万円	99歳(白寿)	3万円
100歳	23万円	100歳	10万円
101歳以上	3万円	101歳以上	1万円

■ 寝たきり高齢者理容サービスの対象要件が変わります

寝たきり高齢者理容サービスの対象要件を次のとおり拡大します。申請する場合はお問い合わせください。

対象 次の①～③全てに該当する人

- ①出張による理容サービスが必要な住宅で生活する65歳以上の人
- ②要介護2以上の人
- ③6カ月以上寝たきりで、理容店に行くことができない人

要介護3以上の人から
要介護2以上の人へ
対象要件が拡大されました